

宇佐市国土強靱化地域計画

令和 3 年 2 月

はじめに

近年、全国各地で地震災害や集中豪雨による浸水害、台風による家屋倒壊など様々な大規模災害が発生しており、さらに今後、南海トラフ巨大地震等の巨大地震の発生も懸念されています。

こうしたなか、国においては平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、平成26年6月には国土強靱化基本法第10条の規定に基づき「国土強靱化基本計画」が策定されるなど、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

また、大分県においても平成27年11月に国の「国土強靱化基本計画」との調和を図りながら「大分県国土強靱化地域計画」を策定したところです。

本市においても、熊本地震をはじめ平成30年西日本豪雨や令和2年7月豪雨等から得られた教訓を踏まえ、災害時において市民の生命及び財産を守るとともに、被害の低減を図り最悪のリスクを回避する「災害に強いまちづくり」を推進する必要があることから、この度「宇佐市国土強靱化地域計画」を策定しました。

本計画は、国の「国土強靱化基本法」、「大分県国土強靱化地域計画」を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するものであり、本市の強靱な地域づくりを推進してまいります。



目 次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1 国土強靱化の理念	1
2 基本目標	1
3 計画の位置付けと計画期間	2
4 基本的な方針	3
5 基本的な進め方	4

第2章 脆弱性の評価

1 宇佐市の特性	5
2 対象とする自然災害	10
3 「リスクシナリオ」「施策分野」の設定	15
4 脆弱性の評価方法	17
5 リスクシナリオの評価結果	18
6 施策分野ごとの評価結果	29

第3章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針・・・・・・・・・・	32
2 施策分野ごとの推進方針・・・・・・・・・・	51

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1 国土強靱化の理念

我が国は、国土の地理的・地形的・気象的な特性から、これまでに多くの災害に苛まれてきました。近年、県内でも九州北部豪雨、西日本豪雨、熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨などの大規模自然災害により住家の全壊・半壊や床上浸水等で甚大な被害を受けたほか、今後 30 年以内に 70～80%の確率で発生が予測されている南海トラフ巨大地震では、本市においても震度 5 弱相当の被害想定が懸念されていることから、地震と津波に対する早急の対策が求められている。

こうした状況の中、大規模自然災害等が発生する度に甚大な被害を受け、その都度、長期間に渡り復旧・復興を図るといった「事後対策」を繰り返すのではなく、様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。

2 基本目標

平成 23 年に発生した東日本大震災や平成 28 年の熊本地震などから得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについては、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での防災の範囲を超えて、長期的な展望に立ち総合的な対応を行っていくことが必要となる。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、本市における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向け、次の 4 項目を基本目標とし、国及び県と調和を図りながら、地域強靱化を推進する。

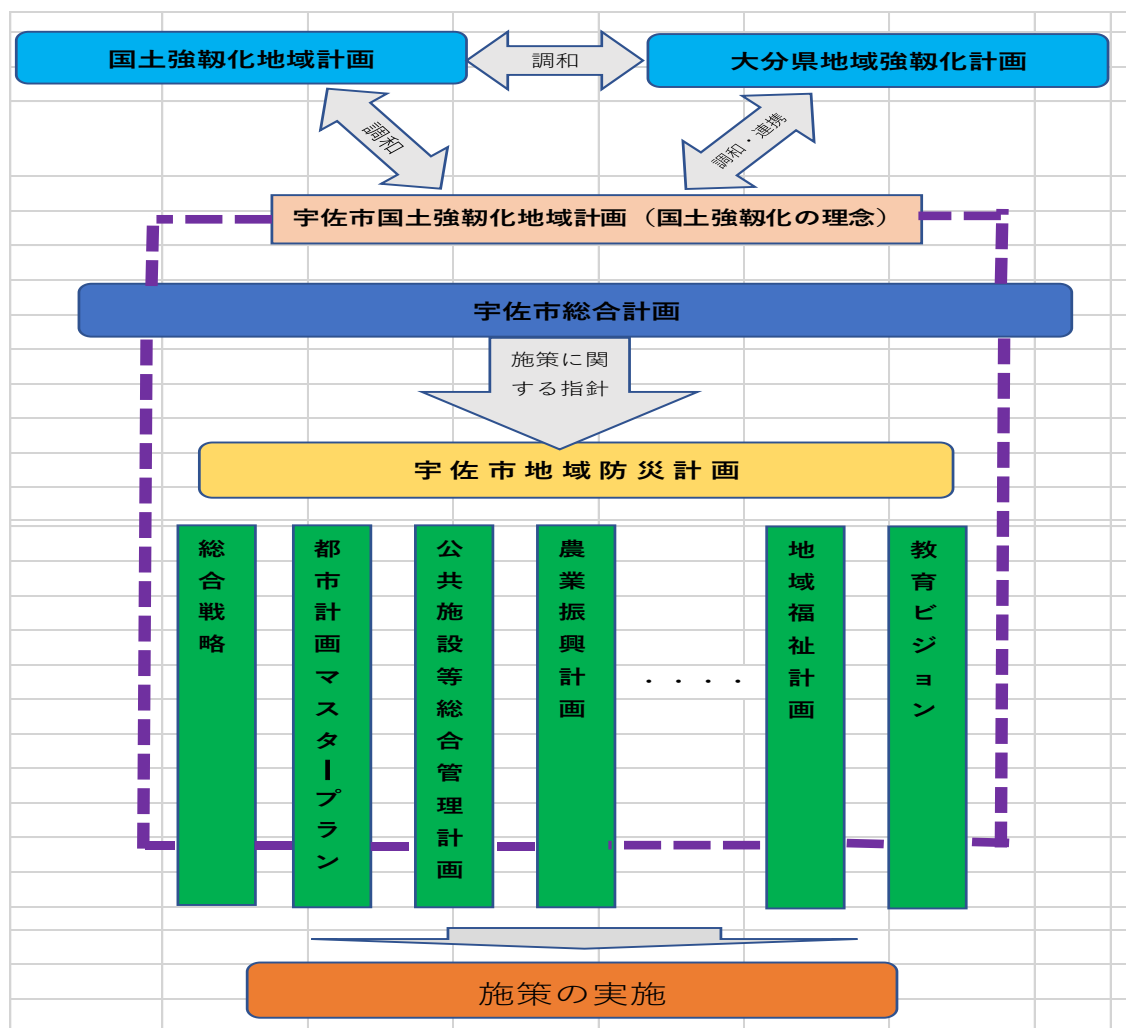
- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3 計画の位置づけと計画期間

本計画は、基本法第 13 条に基づき大規模自然災害に対して、本市が十分な強靱性を発揮できるよう施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定するものである。また、本市における様々な分野の計画等において地域強靱化に関する施策の指針となるべきものであり、国における基本計画と同様に「アンブレラ計画」としての性格を有することから、本計画の策定においては、本市の最上位計画である宇佐市総合計画と整合・調和を図ることに留意した。

なお、計画期間は、第 2 次宇佐市総合計画(後期基本計画)に合わせ、令和 2 年度から令和 6 年度までとし、その後の本計画の見直し期間は 5 年間、年次計画の更新は毎年行う。

(宇佐市国土強靱化地域計画のイメージ)



4 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他ハード・ソフトを兼ね備えた被災前よりも良い状態へ復興することを目指す強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう本質的原因を多方面から検証し、取り組みを進める。
- ② 短絡的な視点ではなく、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取り組みを進める。
- ③ 地域の特性を把握し、地域間の連携を強化するとともに、地域の強靱化を進めることにより、地域の活性化につなげていく。
- ④ 本市が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化していく。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を組み合わせ、行政、地域住民及び民間事業者等が適切に役割分担し、連携協力する。
- ③ 非常時に効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 人口の減少等に起因する需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本の有効活用により、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の有効利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人と人とのつながりや、コミュニティ機能を向上するとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ② 要配慮者（高齢者、障がい者、女性、子ども、外国人等）に配慮した施策を講じる。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

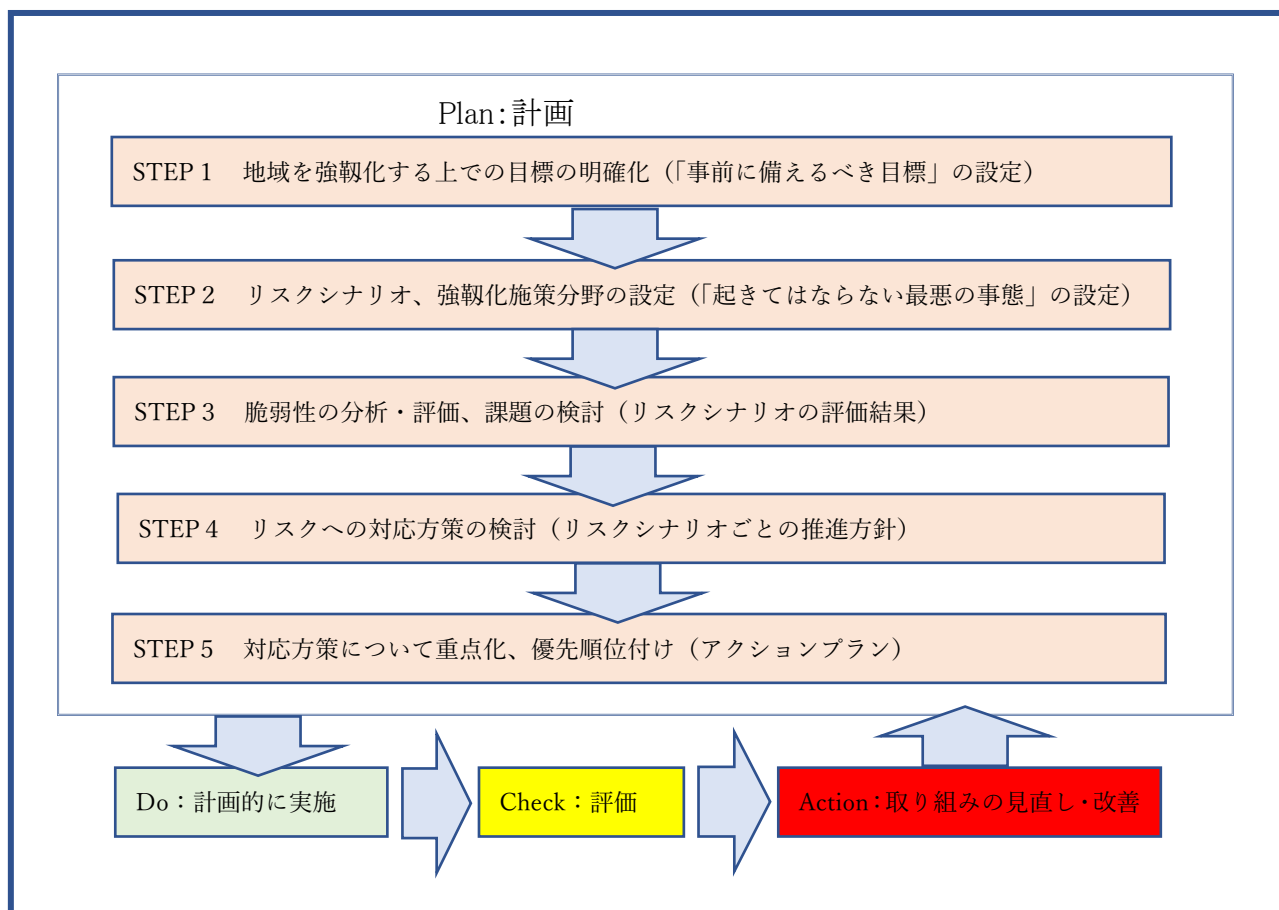
5 基本的な進め方

「地域強靱化」は、本市のリスクマネジメントであり、以下の PDCA サイクルを繰り返すことにより、本市全体の強靱化への取り組みを推進していく。

「脆弱性の分析・評価」及び「リスクへの対応方策の検討」については、市として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために「現状で何が不足し、これから何をすべきか。」という視点から、部局横断的に具体的事業施策の進捗等を検討し、各分野間の有機的な連携を促すよう取り組んでいく。

このような PDCA サイクルの実践を通じて、プログラムの重点化、優先順位付けに関する不断の見直しを行っていく。

(PDCAサイクルのイメージ)



第2章 脆弱性の評価

1 宇佐市の特性

(1) 地形

本市は、大分県北部に位置し、北に周防灘が開け、南は立石山・人見岳等標高1,000m弱の山岳を境に玖珠町・由布市に、西は中津市に、東は豊後高田市・杵築市・日出町・別府市にそれぞれ接している。面積は 439.05km²、南北約 30km、東西約 15km、標高差 1,000mの広大な地勢で、海浜地域から平野地域、都市的地域、中山間地域、内陸盆地地域及び大規模な森林地域まで多様な地域構成となっている。



(2) 山地と火山

本市には、火山性山地が分布し、平野部には宇佐台地、糸口山台地など標高20～40mの洪積層台地が数箇所起伏している。安心院地域は立石山(1,058m)、雛戸山(830m)を頂点に佐田川、深見川、津房川が安心院盆地に注ぎ、流域に無数の丘陵台地を形成している。院内地域は耶馬溪系と阿蘇山系の山地によって形成された深い溪谷が多く、日出生台溶岩台地を源とする恵良川の兩岸には河岸段丘が発達している。

(3) 平野と盆地

宇佐平野は、恵良川、津房川、深見川が合流した駅館川の外、寄藻川、伊呂波川による堆積物で形成された扇状地が広がる沖積平野で、安心院盆地も県内の他の盆地と同様に、火山活動による埋積とその後の河川による浸食の作用により形成されたものである。

(4) 川と滝

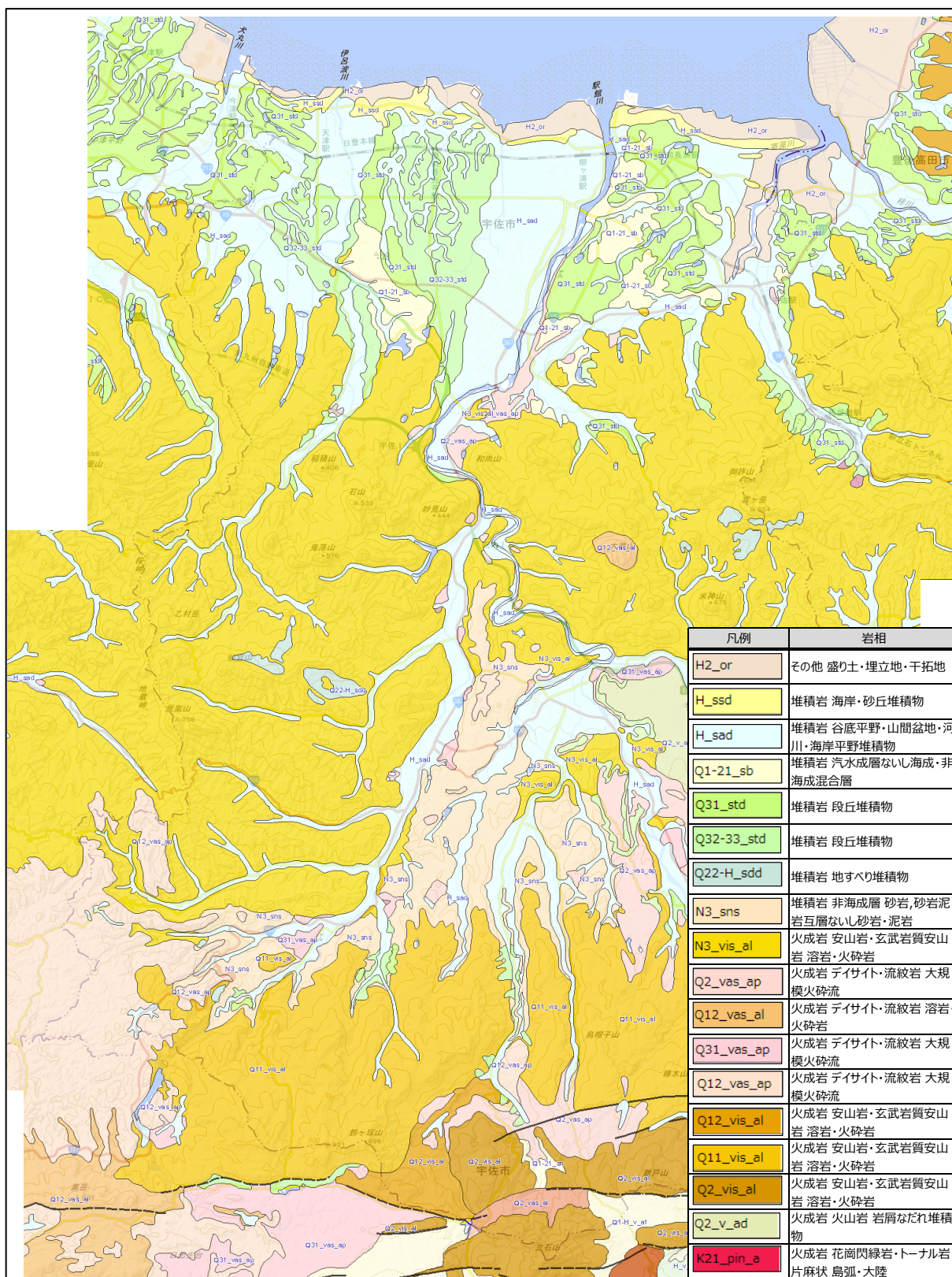
本市の主要な河川は、森林地域から中山間地域を流れる恵良川、津房川、深見川そしてそれらが合流し平野部を流れる駅館川、寄藻川、伊呂波川の3水系となっており、周防灘に注いでいる。

(5) 海岸

本市の海岸は、単調で遠浅な海岸で、近世以降に干拓されたものも多々存在している。

(6) 地質

本市を含む県の中北部の地質の構成は、先カンブリア代から新生代第四紀にわたる種々の火成岩、堆積岩、変成岩が分布しており、複雑な地質構造を示している。また、新第三紀以降、いくつかの活発な火山活動があり、火山活動にともなう火山岩の種類も極めて多く、これら各種の火山岩と阿蘇・耶馬溪・由布川火山などから放出された溶結凝灰岩、軽石流などに覆われている。

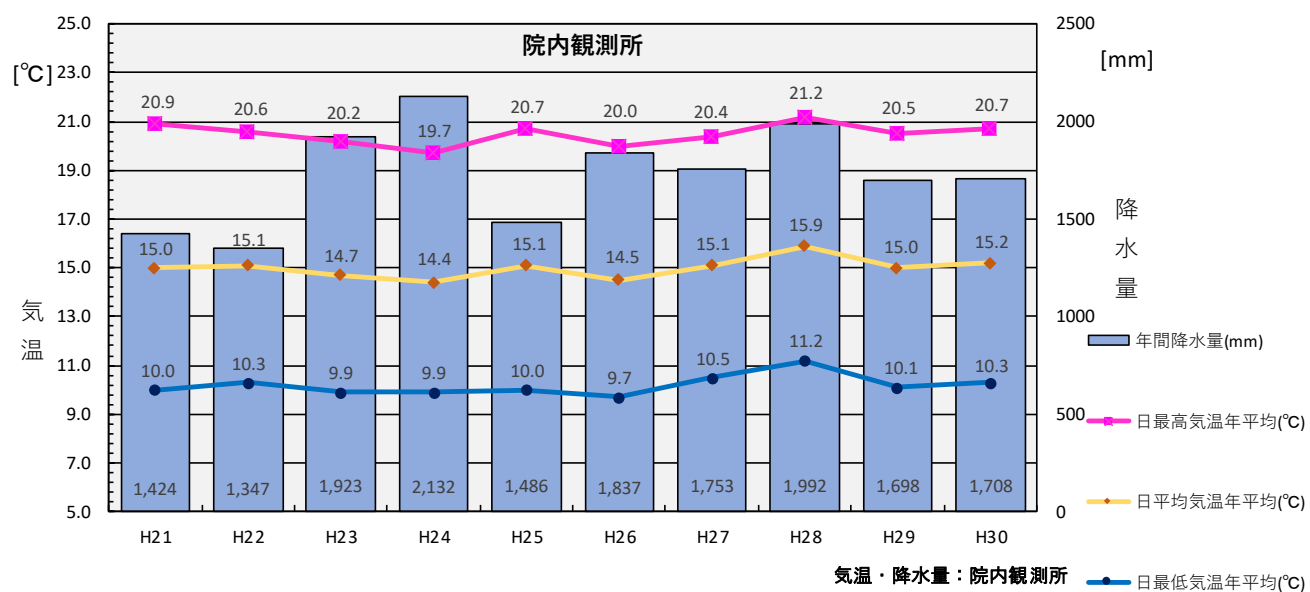
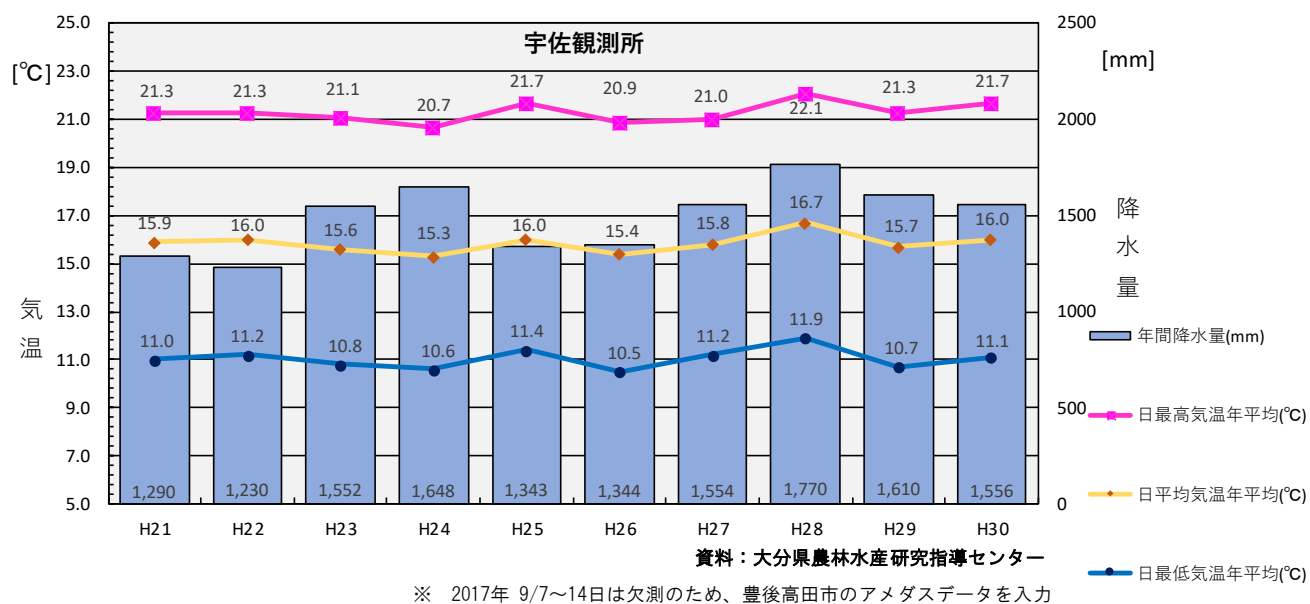


出典：地質図 Navi 国立研究開発法人産業技術総合研究所
宇佐市域内地質図

(7) 気候

本市の北部は、瀬戸内気候区に属し、比較的温暖で降水量が少ない気候で、年平均気温は 15.8℃、年間降水量は過去 10 年間の平均が 1,490mm である。

本市の南部は、山地型気候区に属し、気温が低く降霜・降雪が比較的多い気候で、年平均気温は過去 10 年間の平均が 15℃、年間降水量は過去 10 年間の平均が 1,730mm である。

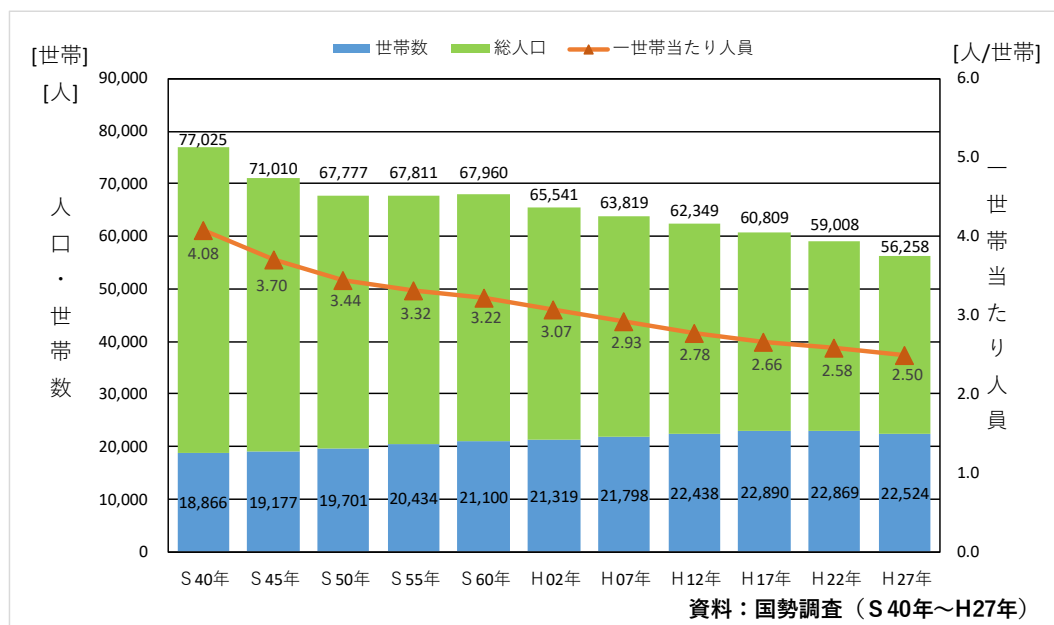


(8) 人口構造

本市の人口は、年々減少しており、平成 27 年(2015 年)には 56,258 人となっている。

一方、世帯数は微増しているが、一世帯当たりの人員は減少しており、少子化・核家族化に伴う地域防災活動の核を担う地域コミュニティ活動力の低下が課題となっている。

■本市の人口・世帯数の推移



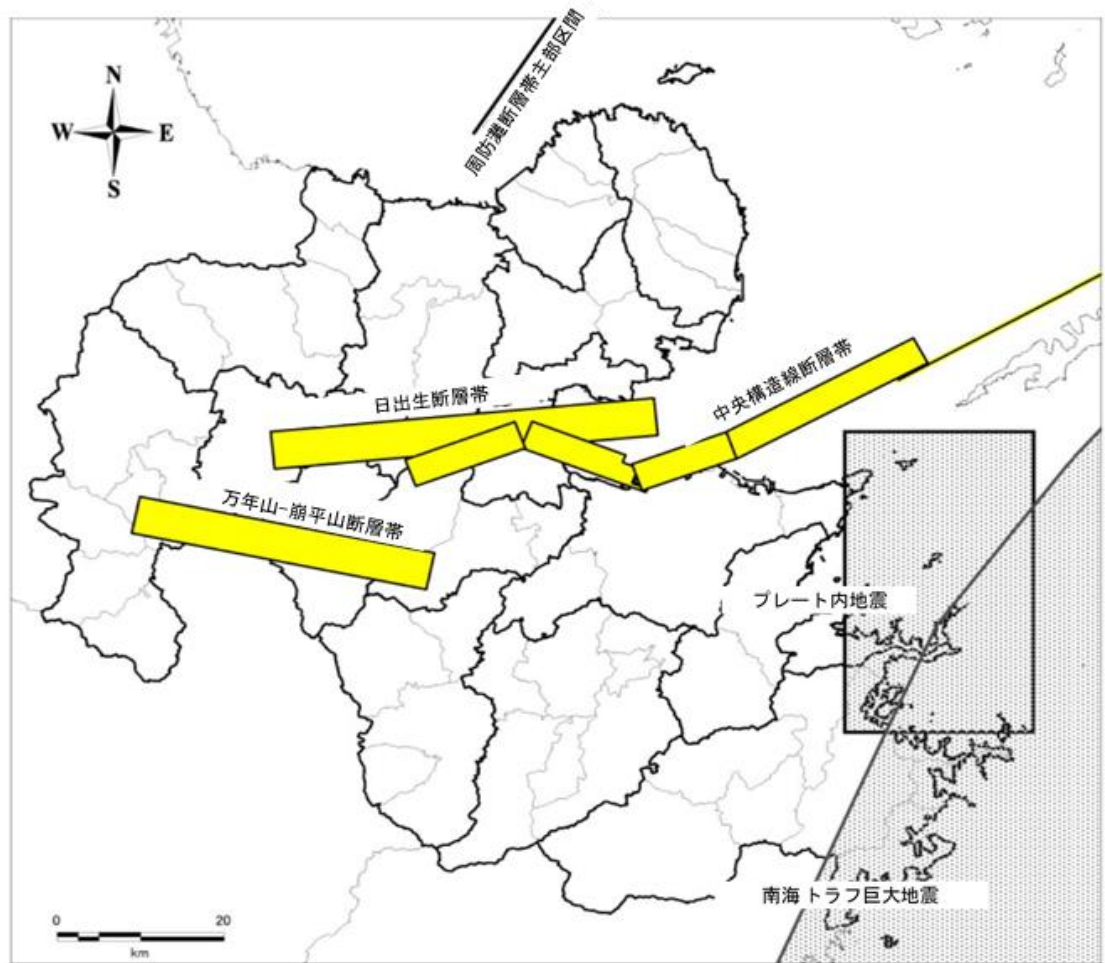
2 対象とする自然災害

本計画の災害リスクは、以下のような市内全域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象とする。

(1) 地震

市内各地域において、主に影響を受けると考えられる地震の震源は、次のとおりである。海溝型地震と内陸の活断層で発生する地震があり、地震動による建物の倒壊や斜面の崩落、液状化などによる被害が考えられる。また、海域で発生した場合は津波による浸水被害も考えられる。

区分		主に影響を受ける地震の震源
宇佐地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
	(活断層型)	周防灘断層帯主部区間
安心院地域	(活断層型)	中央構造線断層帯(⑩豊予海峡－由布院区間) 日出生断層帯
院内地域	(活断層型)	日出生断層帯 万年山－崩平山断層帯



地震位置図

出典:大分県地震被害想定調査 P.1-4

とりわけ、南海トラフを領域としてマグニチュード8～9クラスの地震が 30 年以内に発生する確率は、70～80%とされており、広域に影響を及ぼすと想定されている。また、津波浸水想定区域、及び大分県地震被害想定調査(平成 31 年 3 月)における宇佐市の被害想定結果は、次の通りである。

■ 建物・人的被害

項目		単位	対象地震					
			中央構造線 断層帯	日出生 断層帯	万年山-崩平山断 層帯	南海トラフ	周防灘 断層群主部	プレート内
揺れ (人的被害は 建物崩壊によ る)	全壊家屋数	棟	32	554	0	1	17	0
	半壊家屋数	棟	110	906	0	9	60	1
	死者数	人	0	5	0	0	0	0
	重篤者数	人	0	0	0	0	0	0
	重傷者数	人	0	1	0	0	0	0
	軽傷者数	人	0	13	0	0	0	0
液状化	全壊家屋数	棟	12	46	0	0	62	10
	半壊家屋数	棟	18	74	0	0	102	17
急傾斜地 崩壊	全壊家屋数	棟	1	3	0	0	0	0
	死者数	人	0	0	0	0	0	0
	重篤者数	人	0	0	0	0	0	0
	重傷者数	人	0	1	0	0	0	0
	軽傷者数	人	0	2	0	0	0	0
津波 (堤防が機能 しない場合)	全壊家屋数	棟	5	-	-	11	6	-
	半壊家屋数	棟	78	-	-	118	65	-
	床上浸水	棟	48	-	-	134	36	-
	床下浸水	棟	32	-	-	107	22	-
	死者数	人	29	-	-	31	29	-
	重傷者数	人	0	-	-	1	0	-
火災	軽傷者数	人	1	-	-	1	0	-
	焼失棟数	棟	0	0	0	0	0	0
	死者数	人	0	0	0	0	0	0
	重篤者数	人	0	0	0	0	0	0
	重傷者数	人	0	0	0	0	0	0
	軽傷者数	人	0	0	0	0	0	0
ブロック塀	倒壊件数	件	508	1,165	4	16	664	136
	死者数	人	0	0	0	0	0	0
	重篤者数	人	0	0	0	0	0	0
	重傷者数	人	0	0	0	0	0	0
	軽傷者数	人	0	1	0	0	1	0

※各断層における想定シーン(冬5時/夏12時/冬18時)のうち最大値を記載

■ 避難者数・帰宅困難者数

項目		単位	対象地震					
			中央構造線 断層帯	日出生 断層帯	万年山-崩平 山断層帯	南海トラフ	周防灘 断層群主部	プレート内
発災から1日後の 避難者数	避難所生活者数	人	254	3,067	0	98	433	17
	疎開者数	人	137	1,652	0	53	233	9
発災から1週間後の 避難者数	避難所生活者数	人	235	2,652	0	96	278	17
	疎開者数	人	137	1,582	0	52	159	9
発災から1ヵ月後の 避難者数	避難所生活者数	人	122	874	0	96	175	17
	疎開者数	人	66	471	0	51	94	9
帰宅困難者数		人	3,658					

(2) 風水害

本市は標高 1,000m級の急峻な山地から海拔0mの平野部までの広大なエリアに、各山地から流れ出した河川が形成した扇状地が広がるという特性上、山間部においては急傾斜地の崩壊や土石流などの土砂災害の発生、平野部においては河川の氾濫など危険性を抱えている。本市における気象災害のほとんどは台風や梅雨前線の活動に伴う大雨によるものであり、この大雨によって河川の氾濫、土砂災害、風倒木災害、がけ崩れなどが発生し大きな被害を及ぼしてきた。

市内には水防法第十一条に基づき洪水予報河川として指定された駅館川と同法第13条により水位情報周知河川として指定された深見川、津房川、寄藻川、伊呂波川、向野川があり、それぞれについて洪水ハザードマップにて浸水想定区域の周知を行っているところである。

また、土砂災害警戒区域は 1,243 か所(令和2年度末現在)あり、それぞれの危険が及ぶ範囲及び避難経路等を示したハザードマップを作製・周知している。

近年では、九州北部豪雨、西日本豪雨、令和元年の台風19号など全国各地でこれまでに経験したことがない集中豪雨や台風による甚大な被害が生じており、本市においても同様の災害が発生する可能性は否定できない。

過去の主な気象災害の履歴は下表のとおりである。

■本市における気象災害の履歴

災害発生日			災害名称 種別	主な被害状況
西暦	年 号	月 日		
1991	H3	9 月 27 日	台風 19 号	瞬間最大風速 44.4m/s、被害総額 52 億円、 住家の全壊9棟、半壊4棟、一部損壊 14,259 棟
1993	H5	9 月 3 日	台風 13 号	雨量 414mm/日、81.5mm/h、被害総額 10 億円、 住家の全壊3棟、床上浸水9棟、床下浸水 41 棟、 避難勧告による避難者 1,120 名

■本市を流れる主要河川の水位警戒基準

河川名	局名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
駅館川	別府橋	1.50	2.60	3.60	4.40
寄藻川	寄藻橋	1.90	2.60	3.00	3.50
向野川	玄川大橋	1.60	2.40	2.90	3.30
津房川	上荘橋	0.90	1.90	2.50	2.70
深見川	安心院大橋	1.10	2.60	3.30	3.60
駅館川	小松橋	2.10	2.30		2.60
伊呂波川	伊呂波橋	1.50	2.30	2.70	3.10

3 『リスクシナリオ』、『施策分野』の設定

(1) リスクシナリオの設定

基本目標を設定し、強靱化を実現するために必要な事項を明らかにするため、本市では 8 つの「事前に備えるべき目標」と 29 の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。(※リスクシナリオ対応表は巻末に別添)

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ ※赤字は重点項目）

リスクシナリオ対応表				
基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られる II. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
			1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-5	大規模な火災噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2	救助・救出、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
			2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救出活動等の絶対的不足
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの断絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行為や救助・支援が遅れる事態
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	重要な産業施設の破損、火災爆発等による企業生産力の低下
			5-2	期間的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流等への甚大な影響
			5-3	食料等の安定供給の停滞
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
			7-2	海上・沿岸部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
			7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
			7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
			7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
			8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(2) 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

本計画の施策分野については、脆弱性評価 29 のリスクシナリオを回避するために、以下のとおり 6 項目の個別分野と 3 項目の横断的分野を設定する。

個別施策分野 ※)すべての施策	横断的分野 ※1)施策が部局をまたがるもの ※2)施策が長期的なもの 等
① 行政機能・警察・消防等 ② 住宅・都市・環境・地域 ③ 保健医療・福祉・教育 ④ 情報・産業・エネルギー ⑤ 交通・物流・国土保全 ⑥ 農林水産	A リスクコミュニケーション B 地域の生活機能維持 C 老朽化対策 D 防災教育・人材育成 E 先端技術の活用

《マトリックス表のイメージ》

		個別施策分野						横断的分野				
事前に備えるべき目標		①	②	③	④	⑤	⑥	A	B	C	D	E
リスクシナリオ	直接死を最大限防ぐ	1-1	○建物の耐震化 ○家具の転倒防止 ○老朽危険空き家対策			○橋梁・道路の 改修及び維持管理				○建物の耐震化 ○家具の転倒防止 ○老朽危険空き家 対策 ○橋梁・道路の改修 及び維持管理		
		1-2	○住宅密集地における大規模火災の防止									
		1-3										
	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・										
	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-3	○排水施設等の整備・維持管理			○主要道路・漁港の復旧				○排水施設等の整備・維持管理		
		8-4	○地域防災力の向上 ○防災意識の高揚、防災学習会の実施 ○防犯体制の充実・強化								○地域防災力の向上 ○防災意識の高揚、防災学習会の実施	

4 脆弱性の評価方法

本市は設定した 29 のリスクシナリオごとに、最悪の事態を回避するための施策を抽出し、本市における取組状況などの調査を行い、課題の分析・評価を実施した。

その評価結果を、『5 リスクシナリオの評価結果』において、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに「起きてはならない最悪の事態」を設定し、最悪の事態に対し、強化すべきポイントの取りまとめを行い整理した。……①

さらに、強靱化施策分野の 6 つの個別分野及び 3 つの横断的分野の「推進すべき事項」については、リスクシナリオごとの分析・評価結果の内容と個別分野の関連を『6 施策分野ごとの評価結果』で一覧にして整理した。……②

なお、評価結果ごとの課題分析にあたっては、【第 3 章 強靱化の推進方針】において方針を定めるとともに、年次計画により関連事業・業務ごとの達成度・進捗率について管理する。

- ① 『5 リスクシナリオごとの評価結果』(事前に備えるべき目標)について、強化すべき事項を整理 (P18～P28)



- ② 『6 施策分野ごとの評価結果』(推進すべき事項)について、施策分野と横断的分野の別に整理 (P29～P31)



- ・【第 3 章 強靱化の推進方針】において、79の「強化すべき事項」に関する推進方針を整理 (P32～P50)
- ・年次計画において、関連事業・業務ごとの達成度や進捗状況を管理

5 リスクシナリオの評価結果（事前に備えるべき目標）

(1) 直接死を最大限防ぐ

【1-1】 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生（※重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
建物の耐震化(※再掲)	P29-2、31-C	P32-①、46-①	P53-2、65-C
社会資本の老朽対策	P29-1、31-C	P32-②	P51-1、65-C
市営住宅の維持管理	P29-2、31-C	P32-③	P53-2、65-C
老朽危険空き家等対策	P29-2、31-C	P32-④	P53-2、65-C
市街地整備の推進	P29-2	P33-⑤	P54-2
各商店街の倒壊危険等のある建物の把握	P29-2	P33-⑥	P56-2

【1-2】 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生（※重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
火災予防に関する啓発活動	P29-1、31-D	P33-①	P51-1、67-D
人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成(※再掲)	P29-1、31-D	P33-②、45-②	P51-1、67-D

【1-3】 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生（※重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
避難経路の整備	P29-2、31-B	P34-①	P54-2、63-B
避難所・避難場所の整備	P29-2、31-C	P34-②	P54-2、65-C
福祉避難所の拡充・連携強化	P30-3、31-B	P34-③	P57-3、63-B
要配慮者の支援	P30-3、31-B	P34-④	P57-3、63-B
防災意識の高揚、防災学習会の実施(※再掲)	P29-2、31-D	P34-⑤、50-②	P54-2、67-D

**【1－4】 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
（※重点項目）**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
総合的な治水対策	P30-5	P35-①	P59-5
水害警戒避難体制の整備	P29-1	P35-②	P51-1

【1－5】 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 （※重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
土砂災害対策	P30-5	P35-①	P59-5
土砂災害警戒避難体制の整備	P29-1	P35-②	P51-1

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

【2-1】 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの停止（※重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（※再掲）	P30-3、31-B	P36-①	P57-3、64-B
緊急輸送体制及び道路の整備（※再掲）	P30-5、31-A	P36-②、42-②	P60-5、62-A
水道施設の耐震化や浸水対策等の推進	P29-2、31-C	P36-③	P54-2、65-C

【2-2】 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
漁港施設・海岸保全施設等の長寿命化対策	P30-5、31-C	P36-①	P60-5、65-C
道路の防災・減災対策（※再掲）	P30-5、31-C	P37-②、42-①	P60-5、66-C
地域との連絡体制	P30-4、31-A	P37-③	P59-4、62-A
情報収集・伝達体制の確保（※再掲）	P30-4、31-E	P37-④、41-① 41-①	P59-4、68-E

【2-3】 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救出活動等の絶対的不足（※重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
相互応援体制の整備	P29-1、31-A	P37-①	P52-1、62-A
消防広域応援体制の整備	P29-1、31-A	P37-②	P52-1、62-A
地域防災力の向上（※再掲）	P29-2、31-D	P38-③、49-①	P54-2、67-D
消防力の向上	P29-1	P38-④	P53-1

【2-4】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの断絶、エネルギー供給の断絶による医療機能の麻痺（※重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
医療関係機関との連携	P30-3	P38-①	P57-3
市民の救急意識の向上	P30-3、31-D	P38-②	P57-3、67-D
医療機関におけるライフラインの確保	P30-3	P38-③	P57-3
空中輸送・運搬体制の整備	P30-5	P39-④	P60-5

【2-5】 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
し尿処理や環境保全対策 (※再掲)	P29-2、31-B	P39-①、46-① 47-①	P55-2、64-B
避難所内での感染予防及び避難者の健康管理対策	P30-3	P39-②	P58-3
高齢者施設等の感染拡大防止対策	P30-3	P39-③	P58-3

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

【3-1】 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下（※重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
防災拠点機能の確保	P29-1、31-C	P40-①	P52-1、66-C
業務継続体制の整備	P29-1、31-A	P40-②	P52-1、68-D
職員に対する防災教育	P30-3、31-A	P40-③	P58-3、67-D
文化財等の保護	P29-1	P40-④	P52-1

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

【4-1】 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 (※重点項目)

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
情報収集・伝達体制の確保 (※再掲)	P30-4、31-E	P37-④、41-① 41-①	P59-4、68-E
非常用電源の確保(※確保)	P29-1	P41-②、44-②	P52-1

【4-2】 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、
避難行為や救助支援が遅れる事態 (※重点項目)

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
情報収集・伝達体制の確保 (※再掲)	P30-4、31-E	P37-④、41-① 41-①	P59-4、68-E

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

【5-1】 重要な産業施設の破損、火災爆発等による企業生産力の低下

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
企業版業務継続計画(BCP)の 策定	P30-3、31-D	P42-①	P58-3、68-D
実践的な防災訓練の実施	P30-3、31-D	P42-②	P58-3、68-D

【5-2】 期間的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流等への甚大な影響

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
道路の防災・減災対策(※再掲)	P30-5、31-C	P37-②、42-①	P60-5、66-C
緊急輸送体制及び道路の整備 (※再掲)	P30-5、31-A	P36-②、42-②	P60-5、62-A
道路啓開体制の整備(※再掲)	P30-5	P42-③、48-①	P60-5
交通結節点への連携強化	P30-5	P43-④	P60-5

【5-3】 食料等の安定供給の停滞

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
橋梁・道路等の維持管理 (※再掲)	P30-5、31-B	P43-①、46-②	P60-5、64-B
物資、資機材等の備蓄、調達体 制の整備(※再掲)	P30-3、31-B	P36-①	P57-3、64-B

- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

【6-1】 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止 **(※重点項目)**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
ライフラインの災害対応力の強化	P29-2、31-A	P43-①	P55-2、62-A
災害協定の締結	P29-1、31-A	P44-②	P52-1、62-A

【6-2】 上下水道等の長期にわたる供給停止 **(※重点項目)**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
水道施設の整備・給水体制の確立	P29-2、31-C	P44-①	P55-2、66-C
非常用電源の確保 (※再掲)	P29-1	P41-②、44-②	P52-1

【6-3】 汚水処理施設等の長期のわたる機能停止

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
汚水処理施設の耐震化	P29-2、31-C	P44-①	P55-2、66-C
農業集落排水施設の老朽化対策	P29-2、31-C	P44-②	P55-2、66-C
単独浄化槽から合併浄化槽への転換等	P29-2	P45-③	P56-2

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

【7-1】 市街地での大規模火災の発生（※重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
住宅密集地における大規模火 災の防止	P29-2	P45-①	P55-2
人命救助・消火活動に係る消防 団員の確保・育成（※再掲）	P29-1、31-D	P33-②、45-②	P51-1、67-D

【7-2】 海上・沿岸部の広域複合災害の発生

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
海上への油等の流出対応 （※再掲）	P29-2	P45-①、47-②	P56-2

【7-3】 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉鎖、地下構築物の倒壊等に伴う陥没による
交通麻痺

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
建物の耐震化（※再掲）	P29-2、31-C	P32-①、46-①	P53-2、65-C
橋梁・道路等の維持管理 （※再掲）	P30-5、31-B	P43-①、46-②	P60-5、64-B

【7-4】 ため池、防災インフラ、天然ダム等の破損・機能不全や堆積した土砂・火山
噴出物の流出による多数の死傷者の発生（※重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
ため池・ダム等の維持管理	P30-6	P46-①	P61-6

【7－5】 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
し尿処理や環境保全対策 (※再掲)	P29-2、31-B	P39-①、46-① 47-①	P55-2、64-B
海上への油等の流出対応 (※再掲)	P29-2	P45-①、47-②	P56-2

【7－6】 農地・森林等の被害による国土の荒廃 (※重点項目)

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
農地・農業用施設の保全、強化	P30-6	P47-①	P61-6
森林の保全	P30-6	P47-②	P61-6

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【8-1】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
し尿処理や環境保全対策 (※再掲)	P29-2、31-B	P39-①、46-① 47-①	P55-2、64-B
大規模災害時の広域的な協力 体制の構築	P29-1、31-A	P48-②	P53-1、63-A
災害廃棄物対策	P29-2、31-B	P48-③	P56-2、64-B

【8-2】 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興で
なくなる事態

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
道路啓開体制の整備(※再掲)	P30-5	P42-③、48-①	P60-5
復旧・復興を担う人材の確保	P29-1	P48-②	P53-1
災害ボランティアの活動体制の 強化	P30-3、31-A	P49-③	P58-3、63-A

【8-3】 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大
幅に遅れる事態

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
排水施設等の整備・維持管理	P29-2、31-C	P49-①	P56-2、66-C
主要道路・漁港の復旧	P30-5	P49-②	P61-5

【8－4】 地域コミュニティの崩壊、治安悪化等により復旧・復興の事態が大幅に遅れる事態（※重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオご との推進方針	施策分野ごとの 推進方針
地域防災力の向上(※再掲)	P29-2、31-D	P38-③、49-①	P54-2、67-D
防災意識の高揚、防災学習会の実施(※再掲)	P29-2、31-D	P34-⑤、50-②	P54-2、67-D
防犯体制の充実・強化	P29-2	P50-③	P56-2
新たな地域コミュニティ組織の拠点 施設の確保、施設の機能拡充	P29-2、31-B	P50-④	P56-2、64-B

6 施策分野ごとの評価結果(推進すべき事項)

(1) 個別施策分野

1. 行政機能・警察・消防等

社会資本の老朽対策	火災予防に関する啓発活動
人命救助・消火活動に係る消防団員の育成・確保	水害警戒避難体制の整備
土砂災害警戒避難体制の整備	相互応援体制の整備
消防広域応援体制の整備	防災拠点機能の確保
業務継続体制の整備	文化財の保護
非常用電源の確保	災害協定の締結
大規模災害時の広域的な協力体制の構築	復旧・復興を担う人材の確保
消防力の向上	

2. 住宅・都市・環境・地域

建物の耐震化	市営住宅の維持管理
老朽危険空き家等対策	市街地整備の推進
避難経路の整備	避難所・避難場所の整備
防災意識の高揚、防災学習会の実施	水道施設の耐震化や浸水対策等の推進
地域防災力の向上	し尿処理や環境保全対策
ライフラインの災害対応力の強化	水道施設の整備・給水体制の確立
汚水処理施設の耐震化	農業集落排水施設の老朽化対策
住宅密集地における大規模火災の防止	海上への油等の流出対応
排水施設等の整備・維持管理	防犯体制の充実・強化
新たな地域コミュニティ組織の拠点施設の確保、施設の機能拡充	単独浄化槽から合併浄化槽への転換等
各商店街の倒壊危険等のある建物の把握	災害廃棄物対策

3. 保健医療・福祉・教育

福祉避難所の拡充・連携強化	要配慮者の支援
物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	医療関係機関との連携
市民の救急意識の向上	医療機関におけるライフラインの確保
避難所内での感染予防及び避難者の健康管理対策	職員に対する防災教育
企業版業務継続計画(BCP)の策定	実践的な防災訓練の実施
災害ボランティアの活動体制の強化	高齢者施設等の感染拡大防止対策

4. 情報・産業・エネルギー

地域との連絡体制	情報収集・伝達体制の確保
----------	--------------

5. 交通・物流・国土保全

総合的な治水対策	土砂災害対策
緊急輸送体制及び道路の整備	漁港施設・海岸保全施設等の長寿命化対策
道路の防災・減災対策	空中輸送・運搬体制の整備
道路啓開体制の整備	交通結節点への連携強化
橋梁・道路等の維持管理	主要道路・漁港の復旧

6. 農林水産

ため池・ダム等の維持管理	農地・農業用施設の保全、強化
森林の保全	

(2) 横断的分野

A. リスクコミュニケーション

地域との連絡体制	緊急輸送体制及び道路の整備
相互応援体制の整備	消防広域応援体制の整備
ライフラインの災害対応力の強化	災害協定の締結
大規模災害時の広域的な協力体制の構築	災害ボランティアの活動体制の強化

B. 地域の生活機能維持

避難経路の整備	福祉避難所の拡充・連携強化
要配慮者の支援	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備
し尿処理や環境保全対策	橋梁・道路等の維持管理
新たな地域コミュニティ組織の拠点施設の確保、施設の機能拡充	災害廃棄物対策

C. 老朽化対策

建物の耐震化	社会資本の老朽対策
市営住宅の維持管理	老朽危険空き家等対策
避難所・避難場所の整備	水道施設の耐震化や浸水対策等の推進
漁港施設・海岸保全施設等の長寿命化対策	道路の防災・減災対策
防災拠点機能の確保	水道施設の整備・給水体制の確立
汚水処理施設の耐震化	農業集落排水施設の老朽化対策
排水施設等の整備・維持管理	

D. 防災教育・人材育成

火災予防に関する啓発活動	人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成
防災意識の高揚、防災学習会の実施	市民の救急意識の向上
地域防災力の向上	職員に対する防災教育
業務継続体制の整備	実践的な防災訓練の実施
企業版業務継続計画(BCP)の策定	

E. 先端技術の活用

情報収集・伝達体制の確保	
--------------	--

第3章 国土強靱化の推進方針

1 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針

(1) 直接死を最大限防ぐ

《 リスクシナリオ 》

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 **(※重点項目)**

【強靱化の施策】

① 建物の耐震化 (※7-3 再掲)

住宅や構築物の倒壊による被害拡大を防止するため、耐震診断を促進し、耐震化の啓発を図るとともに、要配慮者利用施設における老朽化・耐震化の改修工事や、耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置についても促進する。

② 社会資本の老朽対策

社会資本等の老朽化が見込まれることから、「宇佐市公共施設等総合管理計画」に沿って施設管理所管課毎に適正に管理運営等を行う。

③ 市営住宅の維持管理

居住者の安全確保、建築物の被害軽減を図るため、計画的な改修や改善による長寿命化を図り、安全性や居住性の高い公営住宅を確保する。

④ 老朽危険空き家等対策

災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽危険空き家等について、県などの関係機関と連携し、除去や適性管理の指導等の対策を進める。

⑤ 市街地整備の推進

安全な避難経路や緊急車両の通行を確保するため、幹線道路等を整備するとともに、既成市街地の狭あい道路については、建築物の更新等に合わせ、拡幅や改善整備を推進する。

また、都市公園の防災機能の向上や防災上有効な広場等の確保とともに、沿道建築物の不燃化・耐震化やブロック塀等の倒壊防止など、防災・減災対策、更に速やかな復旧・復興に資する市街地整備を促進する。

⑥ 各商店街の倒壊危険等のある建物の把握

関係団体との連携により商店街等の危険家屋の把握に努め、除去や適性管理の指導等の対策を推進する。

《 リスクシナリオ 》

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 （※重点項目）

【強靱化の施策】

① 火災予防に関する啓発活動

住宅用火災警報器の設置の普及促進を図るため、地域や事業所における火災予防、防災知識の更なる啓発を行っていく。

また、宇佐市火災予防条例に基づき指定した大規模な催し等における大規模災害等、不足な事態への対策を講じる。

② 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成 **（※7-1 再掲）**

大規模火災時には、消防職員のみならず消防団員の協力が必要となるため、消防団員の確保や消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制の構築を推進する。

《 リスクシナリオ 》

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生（※重点項目）

① 避難経路の整備

大津波発生の際に、速やかに避難場所に向かえるよう、市道・農道・林道・里道等に対する補修工事や、無電柱化、里道等の補修資機材の補助など、避難路の確保及び整備を促進する。

② 避難所・避難場所の整備

避難所となる体育館や公民館、集会所、その他臨時的に使用できる施設の耐震化はもとより、空調・電気・給排水衛生・Wi-Fiなどの通信設備の整備についても計画的に推進する。

また、体育館や公民館、集会所はいつでも避難所としての利用ができるよう施設を適切に維持管理するとともに、避難所運営用としての目的も兼ねた扇風機やマットなど資機材の確保に努める。

③ 福祉避難所の拡充・連携強化

災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の拡充と指定避難所内に要配慮者のための福祉避難スペースを確保するとともに、現在協定済みの福祉避難所との更なる連携強化を図り、必要な備品の計画的な備蓄を推進する。

④ 要配慮者の支援

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に関する要支援者名簿を地区(区長、民生委員・児童委員)に提供し、避難行動要支援者個別計画の策定を推進する。

⑤ 防災意識の高揚、防災学習会の実施（※8-4 再掲）

市民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、防災学習会を実施し、自主防災組織の活性化と市民の防災意識の高揚を図る。

《 リスクシナリオ 》

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
(※重点項目)

① 総合的な治水対策

県と連携し、駅館川をはじめ市内を流れる主要河川の定期改修事業を実施し、防災・減災対策を推進するとともに、被災した際でも早期復旧が可能となるよう、平時から必要な資機材等の確保を行う。

また、集中豪雨等により既存道路の冠水や浸水被害が発生していることから、雨水幹線管渠や排水施設の改良等を計画的に整備し、適切な維持管理を行うことで雨水処理機能の向上を図る。

② 水害警戒避難体制の整備

市民が容易に雨量や河川水位等の防災情報を収集できるよう、情報伝達の啓発に努めるとともに、洪水ハザードマップ等を有効活用し、浸水想定区域の住民に対する周知を図ることで、円滑に避難が行えるよう支援する。

また、様々な状況の変化に対し、早めの避難指示等が発令可能な環境整備に努めるほか、孤立した住民の救助体制や生活必需品の備蓄、災害情報の伝達手段を確保する。

《 リスクシナリオ 》

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 (※重点項目)

① 土砂災害対策

国及び県に対して、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等の適切なハード対策を要請し、法面等の補強や崩壊防止対策を推進する。

② 土砂災害警戒避難体制の整備

県等の関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施するなど、警戒避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の住民に対して、防災意識を高めるための周知や啓発の取り組みに努める。

- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

《 リスクシナリオ 》

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 **(※重点項目)**

① 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 (※5-3 再掲)

大分県が定める備蓄計画に基づき、高齢者・障がい者・女性・乳幼児・食物アレルギーのある者等に配慮した備蓄物資の品目を選定し、食料・飲料水・生活必需品等の物資を確保する。

また、自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援や広域応援についての協定を締結し災害発生時の応急対策に努めるほか、医療機関や医薬品卸売業者と連携し、応急救護に必要な医薬品等の計画的な備蓄に努める。

② 緊急輸送体制及び道路の整備 (※5-2 再掲)

災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携し、計画的な整備、維持管理に努め円滑な輸送体制を確保する。

また、緊急輸送道路の途絶えを迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る。

③ 水道施設の耐震化や浸水対策等の推進

水道施設及び老朽化した水道管の耐震化や更新、普段からの漏水調査など、災害による配水機能の停止等での断水被害の軽減措置を推進する。

《 リスクシナリオ 》

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

① 漁港施設・海岸保全施設等の長寿命化対策

老朽化に伴う漁港施設、海岸保全施設等の整備や補修・維持管理による長寿命化を推進する。

② 道路の防災・減災対策（※5-2 再掲）

災害時における道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

③ 地域との連絡体制

災害時の連絡体制について、区長や要配慮者利用施設等に対し、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるような連絡体制の整備を推進するとともに、要配慮者利用施設等においては非常用自家発電装置の導入を促進する。

④ 情報収集・伝達体制の確保（※4-1、4-2 再掲）

通信手段の断線を想定し、主要施設には2ルート化（複線化）を行い、通信手段を確保するとともに、市の主要施設の連絡用となるTV会議の導入や、避難所でも活用できる連絡手段の整備に努める。

また、避難勧告等の情報伝達において、防災スピーカーの活用やスマートフォン等を利用した情報発信、戸別受信機を必要とする世帯への貸与など住民への効果的な情報伝達を推進する。

なお、防災行政無線は宇佐市からの防災放送だけでなく、自治区からの放送が可能であるため、日頃から地区放送の活用についても推進する。

《 リスクシナリオ 》

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救出活動等の絶対的不足
（※重点項目）

① 相互応援体制の整備

自然災害等による大規模災害の発生や、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に備え、行政や防災関係機関の連携を推進する。

② 消防広域応援体制の整備

大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互連携を図る。

③ 地域防災力の向上（※8-4 再掲）

災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、地域の危険箇所や要配慮者の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を推進する。

また、地域コミュニティの維持を図るとともに、災害時には有効な共助の働きを促進するため、まちづくり協議会の設立・連携を推進する。

④ 消防力の向上

常備消防・非常備消防の消防車両、施設及び資機材等の更新整備を計画的に行い、消防力の充実・強化を推進する。

《 リスクシナリオ 》

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの断絶、エネルギー供給の断絶による医療機能の麻痺（※重点項目）

① 医療関係機関との連携

市ホームページ等様々な情報ネットワークや医療・介護等の情報を連携・共有させることにより、効率的で質の高い医療及び介護サービスの提供を推進していくとともに、医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、医師会等関係機関と協力し、物資調達体制の整備を図る。

また、医療救護活動に従事する医師、並びに医薬品・医療器具が不足する場合に備え、県や日本赤十字社等関係機関と連携して、応援要請体制の整備を図る。

② 市民の救急意識の向上

災害現場において、住民等が適切な救急措置ができるよう、応急手当の普及啓発活動（普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習）を推進する。

③ 医療機関におけるライフラインの確保

医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制を確保する。

④ 空中輸送・運搬体制の整備

災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合のヘリコプターによる代替輸送や負傷者の運搬要請に効率的に対処するため、臨時ヘリポートの選定等、県等関係機関と連携しながら必要な措置を講じる。

《 リスクシナリオ 》

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① し尿処理や環境保全対策（※7-5、8-1 再掲）

合併浄化槽等の整備普及や、し尿処理施設の維持管理を重視し、し尿による感染症を防ぐため、マンホールトイレや簡易トイレの整備、学校のプールを水源とした生活用水への活用を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・大気汚染・悪臭等について、県と連携し対応を図る。

② 避難所内での感染予防及び避難者の健康管理対策

避難所では、集団感染症やエコノミー症候群等の症状が懸念されるため、避難者の健康管理について、県や医師会と連携した体制の構築に努める。

また、平時から手洗いや咳エチケットの慣行、感染症の予防接種など、感染拡大の防止に努めると同時に、災害時の公衆衛生活動を推進する。

③ 高齢者施設等の感染拡大防止対策

高齢者施設等における感染症への感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化を図り、利用者の安全・安心の確保に努める。

(3)必要不可欠な行政機能は確保する

《 リスクシナリオ 》

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下（※重点項目）

① 防災拠点機能の確保

災害時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、重要な役割を担う消防本部庁舎の早期建て替えや情報通信設備、備蓄倉庫の設置など、関係機関と連携を図り、特に公共建築物は、避難施設として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効率的に推進し、加えてバリアフリー化など、要配慮者に配慮した対策も講じる。

また、学校、博物館、公民館、体育館の施設利用者の安全確保のため、施設の適切な維持管理を行うとともに、防災訓練の実施や避難誘導體制を整備する。

② 業務継続体制の整備

平成29年3月に策定した業務継続計画（BCP）の組織改編や業務内容、施設整備の変更等に応じた迅速な計画の改定を行うほか、継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、業務継続体制を強化する。

③ 職員に対する防災教育

災害時の適正な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、防災訓練の実施や各種講習会の開催、災害対応マニュアル等による防災教育の徹底を図る。

また、ドローンの操作研修を通じて、発災直後の情報収集や公共インフラ施設の点検等、先端技術の積極的な活用を図る。

④ 文化財等の保護

災害予防のため、文化財及び文化財施設の安全管理を徹底し、施設の被災により、収蔵品等が破損する恐れのある場合、施設・設備の緊急点検や移動する収蔵品等の安全な施設の確保など、被災防止の措置を行う。

(4)必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

《 リスクシナリオ 》

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止（※重点項目）

① 情報収集・伝達体制の確保（※2-2、4-2 再掲）

通信手段の断線を想定し、主要施設には2ルート化(複線化)を行い、通信手段を確保するとともに、市の主要施設の連絡用となるTV会議の導入や、避難所でも活用できる連絡手段の整備に努める。

また、避難勧告等の情報伝達において、防災スピーカーの活用やスマートフォン等を利用した情報発信、戸別受信機を必要とする世帯への貸与など住民への効果的な情報伝達を推進する。

なお、防災行政無線は宇佐市からの防災放送だけでなく、自治区からの放送が可能であるため、日頃から地区放送の活用についても推進する。

② 非常用電源の確保（※6-2 再掲）

停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備を整備し、非常時に確実に発電できるように燃料等の確保及び法定点検を含む設備の維持管理に努める。

《 リスクシナリオ 》

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行為や救助・支援が遅れる事態（※重点項目）

① 情報収集・伝達体制の確保（※2-2、4-1 再掲）

通信手段の断線を想定し、主要施設には2ルート化(複線化)を行い、通信手段を確保するとともに、市の主要施設の連絡用となるTV会議の導入や、避難所でも活用できる連絡手段の整備に努める。

また、避難勧告等の情報伝達において、防災スピーカーの活用やスマートフォン等を利用した情報発信、戸別受信機を必要とする世帯への貸与など住民への効果的な情報伝達を推進する。

なお、防災行政無線は宇佐市からの防災放送だけでなく、自治区からの放送が可能であるため、日頃から地区放送の活用についても推進する。

(5)経済活動を機能不全に陥らせない

《 リスクシナリオ 》

5-1 重要な産業施設の破損、火災爆発等による企業生産力の低下

① 企業版業務継続計画(BCP)の策定

大規模自然災害による産業関連施設の破損等の発生後、一刻も早く企業としての生産活動が復旧できるように、企業版業務継続計画(BCP)を企業ごとに作成するよう推進する。

② 実践的な防災訓練の実施

製造業等の重要な産業関連施設の災害発生及び被害拡大防止を図るため、実践的な防災訓練を官民連携により実践するとともに、火災予防査察を計画的に実践することで、ソフト・ハード両面での事故防止対策を推進する。

《 リスクシナリオ 》

5-2 期間的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流等への甚大な影響

① 道路の防災・減災対策（※2-2 再掲）

災害時における道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

② 緊急輸送体制及び道路の整備（※2-1 再掲）

災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携し、計画的な整備、維持管理に努め円滑な輸送体制を確保する。

また、緊急輸送道路の途絶えを迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る。

③ 道路啓開体制の整備（※8-2 再掲）

緊急車両の交通ルートを迅速に確保するため、民間事業者等との協定の締結や車両移動訓練の実施、道路管理者による放置車両対策の強化、情報共有体制の整備を図る。

④ 交通結節点への連携強化

災害発生時において、交通結節点への安全かつ円滑な交通を確保するため、交通結節点に接続する幹線道路等の整備を図る。

《 リスクシナリオ 》

5-3 食料等の安定供給の停滞

① 橋梁・道路等の維持管理（※7-3 再掲）

災害発生時に住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げにならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉鎖の解消や耐震性の低い橋梁等の整備を促進する。

② 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（※2-1 再掲）

大分県が定める備蓄計画に基づき、高齢者・障がい者・女性・乳幼児・食物アレルギーのある者等に配慮した備蓄物資の品目を選定し、食料・飲料水・生活必需品等の物資を確保する。

また、自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援や広域応援についての協定を締結し災害発生時の応急対策に努めるほか、医療機関や医薬品卸売業者と連携し、応急救護に必要な医薬品等の計画的な備蓄に努める。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

《 リスクシナリオ 》

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止（※重点項目）

① ライフラインの災害対応力の強化

災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気・上下水道・ガス・電話等のライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力の強化を図る。

② 災害協定の締結

食料や飲料水、不足している人材や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関連機関・関係団体・一般企業との災害協定の締結を促進する。

《 リスクシナリオ 》

6-2 上下水道等の長期にわたる供給停止（※重点項目）

① 水道施設の整備・給水体制の確立

水道施設の耐震化や設備の更新、老朽化した水道管の更新・耐震化、普段からの漏水調査など、地震による配水機能の停止等での断水被害の軽減措置を推進するほか、老朽化が著しい山本浄水場1, 2号配水池の機能確保に努める。

また、水道管の破損による断水が発生した場合の応急体制を整えることが重要であり、安定した送配水の確立や水質の管理等、設備の整った環境づくりを推進する。

② 非常用電源の確保（※4-1 再掲）

停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備を整備し、非常時に確実に発電できるように燃料等の確保及び法定点検を含む設備の維持管理に努める。

《 リスクシナリオ 》

6-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

① 汚水処理施設の耐震化

汚水処理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、下水処理施設の耐震化等の災害予防と的確な維持管理、生活排水対策を着実に推進する。

② 農業集落排水施設の老朽化対策

災害時においても、継続的な汚水処理機能を確保するため、機能診断の実施等を踏まえた老朽化対策を推進する。

③ 単独浄化槽から合併浄化槽への転換等

老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換及び、浄化槽管理台帳システムの整備による設置・管理状況等の把握を促進する。

(7)制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

《 リスクシナリオ 》

7-1 市街地での大規模火災の発生（※重点項目）

① 住宅密集地における大規模火災の防止

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等による連携強化を促進し、消火活動や救急救命の技術向上及び資格取得を推進するとともに、火災予防の広報や放水訓練の実施など、消火活動技術の向上を促進する。

また、住宅火災の延焼を防ぐため、公園等による焼けどまりを造るなど整備を推進する。

②人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成（※1-2 再掲）

大規模火災時には、消防職員のみならず消防団員の協力が必要となるため、消防団員の確保や消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制の構築を推進する。

《 リスクシナリオ 》

7-2 海上・沿岸部の広域複合災害の発生

① 海上への油等の流出対応（※7-5 再掲）

災害により海上へ油等が流出した場合の対策として、県や漁協と速やかな対応が図れるよう、連絡体制の整備と体制の構築を図るとともに、災害の拡大を防止するために、油吸着材等の流出油防除用資機材の整備に努める。

《 リスクシナリオ 》

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構築物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

① 建物の耐震化（※1-1 再掲）

住宅や構築物の倒壊による被害拡大を防止するため、耐震診断を促進し、耐震化の啓発を図るとともに、要配慮者利用施設における老朽化・耐震化の改修工事や、耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置についても促進する。

② 橋梁・道路等の維持管理（※5-3 再掲）

災害発生時に住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げにならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉鎖の解消や耐震性の低い橋梁等の整備を促進する。

《 リスクシナリオ 》

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の破損・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生（※重点項目）

① ため池・ダム等の維持管理

大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクが高いため池、ダム等は、地域の安全・安心を確保するため、「ため池ハザードマップ」を作成し、防災対策を推進する。

《 リスクシナリオ 》

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

① し尿処理や環境保全対策（※2-5、8-1 再掲）

合併浄化槽等の整備普及や、し尿処理施設の維持管理を重視し、し尿による感染症を防ぐため、マンホールトイレや簡易トイレの整備、学校のプールを水源とした生活用水への活用を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・大気汚染・悪臭等について、県と連携し対応を図る。

② 海上への油等の流出対応（※7-2 再掲）

災害により海上へ油等が流出した場合の対策として、県や漁協と速やかな対応が図れるよう、連絡体制の整備と体制の構築を図るとともに、災害の拡大を防止するために、油吸着材等の流出油防除用資機材の整備に努める。

《 リスクシナリオ 》

7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃（※重点項目）

① 農地・農業用施設の保全、強化

大規模災害時の食料不足を想定し、日頃から有害鳥獣による農作物の被害を軽減するため、捕獲や防護柵の設置等の対策を推進する。

また、ビニールハウス等の農業用施設・用水路などの補修や維持管理を促進し、防災対策を推進する。

② 森林の保全

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植栽等を効率的に行い、災害に強い森林づくりの施設整備や維持管理を促進する。

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

《 リスクシナリオ 》

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

① し尿処理や環境保全対策（※2-5、7-5 再掲）

合併浄化槽等の整備普及や、し尿処理施設の維持管理を重視し、し尿による感染症を防ぐため、マンホールトイレや簡易トイレの整備、学校のプールを水源とした生活用水への活用を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・大気汚染・悪臭等について、県と連携し対応を図る。

② 大規模災害時の広域的な協力体制の構築

大規模災害時には、市単独では災害廃棄物の処理に対処しきれないことが予想されることから、国・県・近隣市・民間事業者など、市県域を越えた広域的な協力及び連携のもとでの処理が必要となり、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるように、平時から関係機関・関係団体と連携を推進する。

③ 災害廃棄物

災害廃棄物は、市が処理を担うことから、国の示す対策方針や行動指針、大分県災害廃棄物処理計画を踏まえ策定された「宇佐市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時に円滑な処理が実施されるよう、仮置き場候補地の再確認、その他公有地の候補地選定などを継続して進める。

また、宇佐・高田・国東広域事務組合が整備を進めている広域ごみ処理施設と連携した処理を行う。

《 リスクシナリオ 》

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

① 道路啓開体制の整備 (※5-2 再掲)

緊急車両の交通ルートを迅速に確保するため、民間事業者等との協定の締結や車両移動訓練の実施、道路管理者による放置車両対策の強化、情報共有体制の整備を図る。

② 復旧・復興を担う人材の確保

大規模な災害が発生した場合、本市の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、進捗が大幅に遅れる事態が生じる恐れがあることから、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」や「姉妹都市等との災害時相互応援協定」等による広域応援体制を促進する。

③ 災害ボランティアの活動体制の強化

円滑で効果的な災害ボランティアを実施するため、主体となる社会福祉協議会との情報共有やボランティアの受入・確保、資質の向上のための各種研修・訓練等の環境整備を促進する。

《 リスクシナリオ 》

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

① 排水施設等の整備・維持管理

台風等の大雨による地域の浸水被害を最小限に防ぐため、河川施設や下水道施設、排水路、雨水ポンプ場等の排水施設の整備・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進する。

② 主要道路・漁港の復旧

土砂や陥没等による道路閉塞の解除、漁港への救助艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について関係機関と連携を取り、最新の情報を共有する体制を推進する。

《 リスクシナリオ 》

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興の事態が大幅に遅れる事態（※重点項目）

① 地域防災力の向上（※2-3 再掲）

災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、地域の危険箇所や要配慮者の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を推進する。

また、地域コミュニティの維持を図るとともに、災害時には有効な共助の働きを促進するため、まちづくり協議会の設立・連携を推進する。

② 防災意識の高揚、防災学習会の実施（※1－3 再掲）

市民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、防災学習会を実施し、自主防災組織の活性化と市民の防災意識の高揚を図る。

③ 防犯体制の充実・強化

被災後の治安悪化を防止するため、平常時から防犯パトロール隊の育成や活動を支援し、地域の防犯体制の充実・強化を図るとともに、要配慮者利用施設においては、非常通報装置の設置など防犯対策の推進を図る。

④ 新たな地域コミュニティ組織の拠点施設の確保、施設の機能拡充

地区の公民館等を活用して、新たな地域コミュニティ組織の拠点施設の確保に努めるとともに、自主的かつ積極的に活動できるよう施設の機能拡充を促進する。

2 施策分野ごとの推進方針

(1) 個別施策分野

1. 行政機能・警察・消防等

◆社会資本の老朽対策【1-1】

社会資本等の老朽化が見込まれることから、「宇佐市公共施設等総合管理計画」に沿って施設管理所管課毎に適正に管理運営等を行う。

◆火災予防に関する啓発活動【1-2】

住宅用火災警報器の設置の普及促進を図るため、地域や事業所における火災予防、防災知識の更なる啓発を行っていく。

また、宇佐市火災予防条例に基づき指定した大規模な催し等における大規模火災等、不足な事態への対策を講じる。

◆人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成【1-2、7-1】

大規模火災時には、消防職員のみならず消防団員の協力が必要となるため、消防団員の確保や消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制の構築を推進する。

◆水害警戒避難体制の整備【1-4】

市民が容易に水量や河川水位等の防災情報を収集できるよう、情報伝達の啓発に努めるとともに、洪水ハザードマップ等を有効活用し、浸水想定区域の住民に対する周知を図ることで、円滑に避難が行えるよう支援する。

また、様々な状況の変化に対し、早めの避難指示等が発令可能な環境整備に努めるほか、孤立した住民の救助体制や生活必需品の備蓄、災害情報の伝達手段を確保する。

◆土砂災害警戒避難体制の整備【1-5】

県等の関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施するなど、警戒避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の住民に対して、災害意識を高めるための周知や啓発の取り組みに努める。

◆相互応援体制の整備【2-3】

自然災害等による大規模災害の発生や、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に備え、行政や防災関係機関の連携を推進する。

◆消防広域応援体制の整備【2-3】

大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互連携を図る。

◆防災拠点機能の確保【3-1】

災害時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、重要な役割を担う消防本部庁舎の早期建て替えや情報通信設備、備蓄倉庫の設置など、関係機関と連携を図り、特に公共建築物は、避難施設として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効率的に推進し、加えてバリアフリー化など、要配慮者に配慮した対策も講じる。

また、学校、博物館、公民館、体育館の施設利用者の安全確保のため、施設の適切な維持管理を行うとともに、防災訓練の実施や避難誘導體制を整備する。

◆業務継続体制の整備【3-1】

平成29年3月に策定した業務継続計画(BCP)の組織改編や業務内容、施設整備の変更等に応じた迅速な計画の改定を行うほか、継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、業務継続体制を強化する。

◆文化財等の保護【3-1】

災害予防のため、文化財及び文化財施設の安全管理を徹底し、施設の被災により、収蔵品等が破損する恐れのある場合、施設・設備の緊急点検や移動する収蔵品等の安全な施設の確保など、被災防止の措置を行う。

◆非常用電源の確保【4-1、6-2】

停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備を整備し、非常時に確実に発電できるように燃料等の確保及び法定点検を含む設備の維持管理に努める。

◆災害協定の締結【6-1】

食料や飲料水、不足している人材や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関連機関・関係団体・一般企業との災害協定の締結を促進する。

◆大規模災害時の広域的な協力体制の構築【8-1】

大規模災害時には、市単独では災害廃棄物の処理に対処しきれないことが予想されることから、国・県・近隣市・民間事業者など、市県域を越えた広域的な協力及び連携のもとでの処理が必要となり、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるように、平時から関係機関・関係団体と連携を推進する。

◆復旧・復興を担う人材の確保【8-2】

大規模な災害が発生した場合、本市の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、進捗が大幅に遅れる事態が生じる恐れがあることから、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」や「姉妹都市等との災害時相互応援協定」等による広域応援体制を促進する。

◆消防力の向上【2-3】

常備消防・非常備消防の消防車両、施設及び資機材等の更新整備を計画的に行い、消防力の充実・強化を推進する。

2. 住宅・都市・環境・地域

◆建物の耐震化【1-1、7-3】

住宅や構築物の倒壊による被害拡大を防止するため、耐震診断を促進し、耐震化の啓発を図るとともに、要配慮者利用施設における老朽化・耐震化の改修工事や、耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置についても促進する。

◆市営住宅の維持管理【1-1】

居住者の安全確保、建築物の被害軽減を図るため、計画的な改修や改善による長寿命化を図り、安全性や居住性の高い公営住宅を確保する。

◆老朽危険空き家等対策【1-1】

災害発生時の倒壊等による危険を防ぐため、管理が不十分な老朽危険空き家等について、県などの関係機関と連携し、除去や適性管理の指導等の対策を進める。

◆市街地整備の推進【1-1】

安全な避難経路や緊急車両の通行を確保するため、幹線道路等を整備するとともに、既成市街地の狭あい道路については、建築物の更新等に合わせ、拡幅や改善整備を推進する。

また、都市公園の防災機能の向上や防災上有効な広場等の確保とともに、沿道構築物の不燃化・耐震化やブロック塀等の倒壊防止など、防災・減災対策、更に速やかな復旧・復興に資する市街地整備を促進する。

◆避難経路の整備【1-3】

大津波発生の際に、速やかに避難場所に向かえるよう、市道・農道・林道・里道等に対する補修工事や、無電柱化、里道等の補修資機材の補助など、避難経路の確保及び整備を促進する。

◆避難所・避難場所の整備【1-3】

避難所となる体育館や公民館、集会所、その他臨時的に使用できる施設の耐震化はもとより、空調・電気・給排水衛生・Wi-Fiなどの通信設備の整備についても計画的に推進する。

また、体育館や公民館、集会所はいつでも避難所としての利用ができるよう施設を適切に維持管理するとともに、避難所運営用としての目的も兼ねた扇風機やマットなど資機材の確保に努める。

◆防災意識の高揚、防災学習会の実施【1-3、8-4】

市民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加できるよう、防災学習会を実施し、自主防災組織の活性化と市民の防災意識の高揚を図る。

◆水道施設の耐震化や浸水対策等の推進【2-1】

水道施設及び老朽化した水道管の耐震化や更新、普段からの漏水調査など、災害による配水機能の停止等での断水被害の軽減措置を推進する。

◆地域防災力の向上【2-3、8-4】

災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、地域の危険箇所や要配慮者の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を推進する。

また、地域コミュニティの維持を図るとともに、災害時においては有効な共助の働きを促進するため、まちづくり協議会の設立・連携を推進する。

◆し尿処理や環境保全対策 【2-5、7-5、8-1】

合併浄化槽等の整備普及や、し尿処理施設の維持管理を重視し、し尿による感染症を防ぐため、マンホールトイレや簡易トイレの整備、学校のプールを水源とした生活用水への活用を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・大気汚染・悪臭等について、県と連携し対応を図る。

◆ライフラインの災害対応力の強化 【6-1】

災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気・上下水道・ガス・電話等のライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力の強化を図る。

◆水道施設の整備・給水体制の確立 【6-2】

水道施設の耐震化や設備の更新、老朽化した水道管の更新・耐震化、普段からの漏水調査など、地震による配水機能の停止等での断水被害の軽減措置を推進するほか、老朽化が著しい山本浄水場1、2号配水池の機能確保に努める。

また、水道管の破損による断水が発生した場合の応急体制を整えることが重要であり、安定した送配水の確立や水質の管理等、設備の整った環境づくりを推進する。

◆汚水処理施設の耐震化 【6-3】

汚水処理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、下水処理施設の耐震化等の災害予防と的確な維持管理、生活排水対策を着実に推進する。

◆農業集落排水施設の老朽化対策 【6-3】

災害時においても、継続的な汚水処理機能を確保するため、機能診断の実施等を踏まえた老朽化対策を推進する。

◆住宅密集地における大規模火災の防止 【7-1】

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等による連携強化を促進し、消火活動や救急救命の技術向上及び資格取得を推進するとともに、火災予防の広報や放水訓練の実施など、消火活動技術の向上を促進する。

また、住宅火災の延焼を防ぐため、公園等による焼けどまりを造るなど整備を促進する。

◆海上への油等の流出対応 【7-2、7-5】

災害により海上へ油等が流出した場合の対策として、県や漁協と速やかな対応が図れるよう、連絡体制の整備と体制の構築を図るとともに、災害の拡大を防止するために、油吸着材等の流出油防除用資機材の整備に努める。

◆排水施設等の整備・維持管理 【8-3】

台風等の大雨による地域の浸水被害を最小限に防ぐため、河川施設や下水道施設、排水路、雨水ポンプ場等の排水施設の整備・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進する。

◆防犯体制の充実・強化 【8-4】

被災後の治安悪化を防止するため、平常時から防犯パトロール隊の育成や活動を支援し、地域の防犯体制の充実・強化を図るとともに、要配慮者利用施設においては、非常通報装置の設置など防犯対策の推進を図る。

◆新たな地域コミュニティ組織の拠点施設の確保、施設の機能拡充 【8-4】

地区の公民館等を活用して、新たな地域コミュニティ組織の拠点施設の確保に努めるとともに、自主的かつ積極的に活動できるよう施設の機能拡充を促進する。

◆単独浄化槽から合併浄化槽への転換等 【6-3】

老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換及び、浄化槽管理台帳システムの整備による設置・管理状況等の把握を促進する。

◆各商店街の倒壊危険等のある建物の把握 【1-1】

関係団体との連携により商店街等の危険家屋の把握に努め、除去や適性管理の指導等の対策を推進する。

◆災害廃棄物対策 【8-1】

災害廃棄物は、市が処理を担うことから、国の示す対策方針や行動指針、大分県災害廃棄物処理計画を踏まえ策定された「宇佐市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時に円滑な処理が実施されるよう、仮置き場候補地の再確認、その他公有地の候補地選定などを継続して進める。

また、宇佐・高田・国東広域事務組合が整備を進めている広域ごみ処理施設と連携した処理を行う。

3. 保健医療・福祉・教育

◆福祉避難所の拡充・連携強化【1-3】

災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の拡充と指定避難所内に要配慮者のための福祉避難スペースを確保するとともに、現在協定済みの福祉避難所との更なる連携強化を図り、必要な備品の計画的な備蓄を推進する。

◆要配慮者の支援【1-3】

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に関する要支援者名簿を地区(区長、民生委員・児童委員)に提供し、避難行動要支援者個別計画の策定を推進する。

◆物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備【2-1、5-3】

大分県が定める備蓄計画に基づき、高齢者・障がい者・女性・乳幼児・食物アレルギーのある者等に配慮した備蓄物資の品目を選定し、食料・飲料水・生活必需品等の物資を確保する。

また、自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援や広域応援についての協定を締結し災害発生時の応急対策に努めるほか、医療機関や医薬品卸売業者と連携し、応急救護に必要な医薬品等の計画的な備蓄に努める。

◆医療関係機関との連携【2-4】

市ホームページ等様々な情報ネットワークや医療・介護等の情報を連携・共有させることにより、効率的で質の高い医療及び介護サービスの提供を推進していくとともに、医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、医師会等関係機関と協力し、物資調達体制の整備を図る。

また、医療救護活動に従事する医師、並びに医薬品・医療器具が不足する場合に備え、県や日本赤十字社等関係機関と連携して、応援要請体制の整備を図る。

◆市民の救急意識の向上【2-4】

災害現場において、住民等が適切な救急措置ができるよう、応急手当の普及啓発活動(普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習)を推進する。

◆医療機関におけるライフラインの確保【2-4】

医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制を確保する。

◆避難所内での感染予防及び避難者の健康管理対策【2-5】

避難所では、集団感染症やエコノミー症候群等の症状が懸念されるため、避難者の健康管理について、県や医師会と連携した体制の構築に努める。

また、平時から手洗いや咳エチケットの慣行、感染症の予防接種など、感染拡大の防止に努めると同時に、災害時の公衆衛生活動を推進する。

◆職員に対する防災教育【3-1】

災害時の適正な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、防災訓練の実施や各種講習会の開催、災害対応マニュアル等による防災教育の徹底を図る。

また、ドローンの操作研修を通じて、発災直後の情報収集や公共インフラ施設の点検等、先端技術の積極的な活用を図る。

◆企業版業務継続計画(BCP)の策定【5-1】

大規模自然災害による産業関連施設の破損等の発生後、一刻も早く企業としての生産活動が復旧できるように、企業版業務継続計画(BCP)を企業ごとに作成するよう推進する。

◆実践的な防災訓練の実施【5-1】

製造業等の重要な産業関連施設の災害発生及び被害拡大防止を図るため、実践的な防災訓練を官民連携により実践するとともに、火災予防査察を計画的に実践することで、ソフト・ハード両面での事故防止対策を推進する。

◆災害ボランティアの活動体制の強化【8-2】

円滑で効果的な災害ボランティアを実施するため、主体となる社会福祉協議会との情報共有やボランティアの受入・確保、資質の向上のための各種研修・訓練等の環境整備を推進する。

◆高齢者施設等の感染拡大防止対策【2-5】

高齢者施設等における感染症への感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化を図り、利用者の安全・安心の確保に努める。

4. 情報・産業・エネルギー

◆地域との連絡体制 【2-2】

災害時の連絡体制について、区長や要配慮者利用施設等に対し、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるような連絡体制の整備を推進するとともに、要配慮者利用施設等においては非常用自家発電装置の導入を促進する。

◆情報収集・伝達体制の確保 【2-2、4-1、4-2】

通信手段の断線を想定し、主要施設には2ルート化(複線化)を行い、通信手段を確保するとともに、市の主要施設の連絡用となるTV会議の導入や、避難所でも活用できる連絡手段の整備に努める。

また、避難勧告等の情報伝達において、防災スピーカーの活用やスマートフォン等を利用した情報発信、戸別受信機を必要とする世帯への貸与など住民への効果的な情報伝達を推進する。

なお、防災行政無線は宇佐市からの防災放送だけでなく、自治区からの放送が可能であるため、日頃からの地区放送の活用についても推進する。

5. 交通・物流・国土保全

◆総合的な治水対策 【1-4】

県と連携し、駅館川をはじめ市内を流れる主要河川の定期改修事業を実施し、防災・減災対策を推進するとともに、被災した際でも早期復旧が可能となるよう、平時から必要な資機材等の確保を行う。

また、集中豪雨等により既存道路の冠水や浸水被害が発生していることから、雨水幹線管渠や排水施設の改良等を計画的に整備し、適切な維持管理を行うことで雨水処理機能の向上を図る。

◆土砂災害対策 【1-5】

国及び県に対して、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等の適切なハード対策を要請し、法面等の補強や崩壊防止対策を推進する。

◆緊急輸送体制及び道路の整備 【2-1、5-2】

災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携し、計画的な整備、維持管理に努め円滑な輸送体制を確保する。

また、緊急輸送道路の途絶えを迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る。

◆漁港施設・海岸保全施設等の長寿命化対策 【2-2】

老朽化に伴う漁港施設、海岸保全施設等の整備や補修・維持管理による長寿命化を推進する。

◆道路の防災・減災対策 【2-2、5-2】

災害時における道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

◆空中輸送・運搬体制の整備 【2-4】

災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合のヘリコプターによる代替輸送や負傷者の運搬要請に効率的に対処するため、臨時ヘリポートの選定等、県等関係機関と連携しながら必要な措置を講じる。

◆道路啓開体制の整備 【5-2、8-2】

緊急車両の交通ルートを迅速に確保するため、民間事業者等との協定の締結や車両移動訓練の実施、道路管理者による放置車両対策の強化、情報共有体制の整備を図る。

◆交通結節点への連携強化 【5-2】

災害発生時において、交通結節点への安全かつ円滑な交通を確保するため、交通結節点に接続する幹線道路等の整備を図る。

◆橋梁・道路等の維持管理 【5-3、7-3】

災害発生時に住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げにならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉鎖の解消や耐震性の低い橋梁等の整備を促進する。

◆主要道路・漁港の復旧 【8-3】

土砂や陥没等による道路閉鎖の解除、漁港への救助艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について関係機関と連携を取り、最新の情報を共有する体制を推進する。

6. 農林水産

◆ため池・ダム等の維持管理 【7-4】

大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクが高いため池、ダム等は、地域の安全・安心を確保するため、「ため池ハザードマップ」を作成し、防災対策を推進する。

◆農地・農業用施設の保全、強化 【7-6】

大規模災害時の食料不足を想定し、日頃から有害鳥獣による農作物の被害を軽減するため、捕獲や防護柵の設置等の対策を推進する。

また、ビニールハウス等の農業用施設・用水路などの補修や維持管理を促進し、防災対策を推進する。

◆森林の保全 【7-6】

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植栽等を効率的に行い、災害に強い森林づくりの施設整備や維持管理を促進する。

(2) 横断的分野

A. リスクコミュニケーション

◆緊急輸送体制及び道路の整備【2-1、5-2】

災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携し、計画的な整備、維持管理に努め円滑な輸送体制を確保する。

また、緊急輸送道路の途絶えを迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る。

◆地域との連絡体制【2-2】

災害時の連絡体制について、区長や要配慮者利用施設等に対し、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるような連絡体制の整備を推進するとともに、要配慮者利用施設等においては非常用自家発電装置の導入を促進する。

◆相互応援体制の整備【2-3】

自然災害等による大規模災害の発生や、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に備え、行政や防災関係機関の連携を推進する。

◆消防広域応援体制の整備【2-3】

大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互連携を図る。

◆ライフラインの災害対応力の強化【6-1】

災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気・上下水道・ガス・電話等のライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力の強化を図る。

◆災害協定の締結【6-1】

食料や飲料水、不足している人材や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関連機関・関係団体・一般企業との災害協定の締結を促進する。

◆大規模災害時の広域的な協力体制の構築【8-1】

大規模災害時には、市単独では災害廃棄物の処理に対処しきれないことが予想されることから、国・県・近隣市・民間事業者など、市県域を越えた広域的な協力及び連携のもとでの処理が必要となり、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるように、平時から関係機関・関係団体と連携を推進する。

◆災害ボランティアの活動体制の強化【8-2】

円滑で効果的な災害ボランティアを実施するため、主体となる社会福祉協議会との情報共有やボランティアの受入・確保、資質の向上のための各種研修・訓練等の環境整備を推進する。

B. 地域の生活機能維持

◆避難経路の整備【1-3】

大津波発生の際に、速やかに避難場所に向かえるよう、市道・農道・林道・里道等に対する補修工事や、無電柱化、里道等の補修資機材の補助など、避難経路の確保及び整備を促進する。

◆福祉避難所の拡充・連携強化【1-3】

災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の拡充と指定避難所内に要配慮者のための福祉避難スペースを確保するとともに、現在協定済みの福祉避難所との更なる連携強化を図り、必要な備品の計画的な備蓄を推進する。

◆要配慮者の支援【1-3】

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に関する要支援者名簿を地区(区長、民生委員・児童委員)に提供し、避難行動要支援者個別計画の策定を推進する。

◆物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 【2-1、5-3】

大分県が定める備蓄計画に基づき、高齢者・障がい者・女性・乳幼児・食物アレルギーのある者等に配慮した備蓄物資の品目を選定し、食料・飲料水・生活必需品等の物資を確保する。

また、自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援や広域応援についての協定を締結し災害発生時の応急対策に努めるほか、医療機関や医薬品卸売業者と連携し、応急救護に必要な医薬品等の計画的な備蓄に努める。

◆し尿処理や環境保全対策 【2-5、7-5、8-1】

合併浄化槽等の整備普及や、し尿処理施設の維持管理を重視し、し尿による感染症を防ぐため、マンホールトイレや簡易トイレの整備、学校のプールを水源とした生活用水への活用を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・大気汚染・悪臭等について、県と連携し対応を図る。

◆橋梁・道路等の維持管理 【5-3、7-3】

災害発生時に住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げにならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉鎖の解消や耐震性の低い橋梁等の整備を促進する。

◆新たな地域コミュニティ組織の拠点施設の確保、施設の機能拡充 【8-4】

地区の公民館等を活用して、新たな地域コミュニティ組織の拠点施設の確保に努めるとともに、自主的かつ積極的に活動できるよう施設の機能拡充を促進する。

◆災害廃棄物対策 【8-1】

災害廃棄物は、市が処理を担うことから、国の示す対策方針や行動指針、大分県災害廃棄物処理計画を踏まえ策定された「宇佐市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時に円滑な処理が実施されるよう、仮置き場候補地の再確認、その他公有地の候補地選定などを継続して進める。

また、宇佐・高田・国東広域事務組合が整備を進めている広域ごみ処理施設と連携した処理を行う。

C. 老朽化対策

◆建物の耐震化 【1-1、7-3】

住宅や構築物の倒壊による被害拡大を防止するため、耐震診断を促進し、耐震化の啓発を図るとともに、要配慮者利用施設における老朽化・耐震化の改修工事や、耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置についても促進する。

◆社会資本の老朽対策 【1-1】

社会資本等の老朽化が見込まれることから、「宇佐市公共施設等総合管理計画」に沿って施設管理所管課毎に適正に管理運営等を行う。

◆市営住宅の維持管理 【1-1】

居住者の安全確保、建築物の被害軽減を図るため、計画的な改修や改善による長寿命化を図り、安全性や居住性の高い公営住宅を確保する。

◆老朽危険空き家等対策 【1-1】

災害発生時の倒壊等による危険を防ぐため、管理が不十分な老朽危険空き家等について、県などの関係機関と連携し、除去や適性管理の指導等の対策を進める。

◆避難所・避難場所の整備 【1-3】

避難所となる体育館や公民館、集会所、その他臨時的に使用できる施設の耐震化はもとより、空調・電気・給排水衛生・Wi-Fiなどの通信設備の整備についても計画的に推進する。

また、体育館や公民館、集会所はいつでも避難所としての利用ができるよう施設を適切に維持管理するとともに、避難所運営用としての目的も兼ねた扇風機やマットなど資機材の確保に努める。

◆水道施設の耐震化や浸水対策等の推進 【2-1】

水道施設及び老朽化した水道管の耐震化や更新、普段からの漏水調査など、災害による配水機能の停止等での断水被害の軽減措置を推進する。

◆漁港施設・海岸保全施設等の長寿命化対策 【2-2】

老朽化に伴う漁港施設、海岸保全施設等の整備や補修・維持管理による長寿命化を推進する。

◆道路の防災・減災対策 【2-2、5-2】

災害時における道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

◆防災拠点機能の確保 【3-1】

災害時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、重要な役割を担う消防本部庁舎の早期建て替えや情報通信設備、備蓄倉庫の設置など、関係機関と連携を図り、特に公共建築物は、避難施設として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効率的に推進し、加えてバリアフリー化など、要配慮者に配慮した対策も講じる。

また、学校、博物館、公民館、体育館の施設利用者の安全確保のため、施設の適切な維持管理を行うとともに、防災訓練の実施や避難誘導體制を整備する。

◆水道施設の整備・給水体制の確立 【6-2】

水道施設の耐震化や設備の更新、老朽化した水道管の更新・耐震化、普段からの漏水調査など、地震による配水機能の停止等での断水被害の軽減措置を推進するほか、老朽化が著しい山本浄水場1, 2号配水池の機能確保に努める。

また、水道管の破損による断水が発生した場合の応急体制を整えることが重要であり、安定した送配水の確立や水質の管理等、設備の整った環境づくりを推進する。

◆污水处理施設の耐震化 【6-3】

污水处理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、下水処理施設の耐震化等の災害予防と的確な維持管理、生活排水対策を着実に推進する。

◆農業集落排水施設の老朽化対策 【6-3】

災害時においても、継続的な污水处理機能を確保するため、機能診断の実施等を踏まえた老朽化対策を推進する。

◆排水施設等の整備・維持管理 【8-3】

台風等の大雨による地域の浸水被害を最小限に防ぐため、河川施設や下水道施設、排水路、雨水ポンプ場等の排水施設の整備・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進する。

D. 防災教育・人材育成

◆火災予防に関する啓発活動【1-2】

住宅用火災警報器の設置の普及促進を図るため、地域や事業所における火災予防、防災知識の更なる啓発を行っていく。

また、宇佐市火災予防条例に基づき指定した大規模な催し等における大規模火災等、不足な事態への対策を講じる。

◆人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成【1-2、7-1】

大規模火災時には、消防職員のみならず消防団員の協力が必要となるため、消防団員の確保や消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制の構築を推進する。

◆防災意識の高揚、防災学習会の実施【1-3、8-4】

市民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加できるよう、防災学習会を実施し、自主防災組織の活性化と市民の防災意識の高揚を図る。

◆市民の救急意識の向上【2-4】

災害現場において、住民等が適切な救急措置ができるよう、応急手当の普及啓発活動(普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習)を推進する。

◆地域防災力の向上【2-3、8-4】

災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、地域の危険箇所や要配慮者の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を推進する。

また、地域コミュニティの維持を図るとともに、災害時には有効な共助の働きを促進するため、まちづくり協議会の設立・連携を推進する。

◆職員に対する防災教育【3-1】

災害時の適正な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、防災訓練の実施や各種講習会の開催、災害対応マニュアル等による防災教育の徹底を図る。

また、ドローンの操作研修を通じて、発災直後の情報収集や公共インフラ施設の点検等、先端技術の積極的な活用を図る。

◆業務継続体制の整備【3-1】

平成29年3月に策定した業務継続計画(BCP)の組織改編や業務内容、施設整備の変更等に応じた迅速な計画の改定を行うほか、継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、業務継続体制を強化する。

◆企業版業務継続計画(BCP)の策定【5-1】

大規模自然災害による産業関連施設の破損等の発生後、一刻も早く企業としての生産活動が復旧できるように、企業版業務継続計画(BCP)を企業ごとに作成するよう推進する。

◆実践的な防災訓練の実施【5-1】

製造業等の重要な産業関連施設の災害発生及び被害拡大防止を図るため、実践的な防災訓練を官民連携により実践するとともに、火災予防査察を計画的に実践することで、ソフト・ハード両面での事故防止対策を推進する。

E. 先端技術の活用

◆情報収集・伝達体制の確保【2-2、4-1、4-2】

通信手段の断線を想定し、主要施設には2ルート化(複線化)を行い、通信手段を確保するとともに、市の主要施設の連絡用となるTV会議の導入や、避難所でも活用できる連絡手段の整備に努める。

また、避難勧告等の情報伝達において、防災スピーカーの活用やスマートフォン等を利用した情報発信、戸別受信機を必要とする世帯への貸与など住民への効果的な情報伝達を推進する。

なお、防災行政無線は宇佐市からの防災放送だけでなく、自治区からの放送が可能であるため、日頃からの地区放送の活用についても推進する。